

仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 試作開発支援プログラム(二次募集) 応募規約

1. 名称

本プログラムは『仙台 BOSAI-TECH 試作開発支援プログラム』と称します。

2. 目的

仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）における取組の一環として、東北の拠点で、防災関連のアイデアの事業化に向けて取り組む企業に対して、試作開発を支援します。

3. 応募資格

- (1) 防災関連の課題解決を目的とする事業に取り組む意欲のある中堅・中小企業(*1)
- (2) 東北6県に事業拠点(*2)をもつこと。
もしくは、東北6県に事業拠点をもち企業との共同提案であること
- (3) テクノロジー(*3)を活用したビジネスアイデアを有すること。なお、次のいずれかの領域であること。
 - ・ 防災・減災に関するビジネスアイデア
(防災領域での事業化や実証実験の前段階であること)
 - ・ 気候変動対策・脱炭素の課題解決に貢献し、なおかつ将来の防災・減災に資するビジネスアイデア
- (4) 採択された場合、プラットフォームに会員登録できること（採択時点で会員でない場合）

*1) 中堅・中小企業とは、日本に設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社のいずれかの法人格を有する企業のうち、中小企業基本法に規定する中小企業、及びそれ以外の企業で常時使用する従業員が2,000人以下の企業とします。

*2) 事業拠点としては、本社・支社・支店・営業所等を指します。

*3) IoT、AI、ドローン、ロボット、センシング、データ分析、位置情報、アプリなど

4. 応募方法

- (1) 本プログラムへの応募は、事務局へ企画提案書を提出することで完了します。
企画提案書提出締切：2024年9月12日（木）17:00
- (2) 企画提案書の形式は、A4サイズ横10ページ以内、PDFファイル(上限10MB)としてください。
- (3) 記載内容は下記項目を含めてください。
 - ① 事業プランの概要
 - ・ ターゲットユーザー、ユーザーの抱える課題（仮説）
 - ・ 想定しているサービスの提供価値や機能、活用する技術・テクノロジー
 - ② 試作開発計画
 - ・ 実施内容
 - (ア) 試作開発概要

※ ユーザー検証に進める試作機ができること

仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 試作開発支援プログラム(二次募集) 応募規約

(イ) 検証する仮説、検証方法

※ プログラム期間中に開発した試作品を用いて、今後どんな検証を行いたいかを明記すること
(当プログラム期間中に検証できない場合でも可)

- ・ 実施体制
 - ※ 複数企業で実施する場合、各社の体制、役割を明記すること
 - ・ スケジュール
 - ・ 概算費用とその内訳
 - ※ 自社負担分を含め、総費用を記載すること
 - ※ 試作品開発に伴う材料費やシステム開発費、人件費など費目別に費用を明記すること。開発に加えて試作品検証や調査を行う場合は、それにかかる費用も明記すること。
- ③ 今後の事業計画
- ・ 社会実装/事業化に向けた今回の試作開発の位置づけ

5. 採択者に対する支援内容と条件

(1) 審査基準に則り、試作開発にかかる費用支援額（最大 200 万円）を決定します。

- ① 費用支援は中堅・中小企業を対象とし、最大金額は企業所在地によって異なります。詳細は以下の通り。
- ・ 仙台都市圏(*1)に拠点を有する場合は、最大 200 万円の費用支援を行います。
 - ・ 仙台都市圏(*1)に拠点がなく、東北 6 県に拠点を有する企業は、最大 100 万円の費用支援を行います。

※複数企業での共同提案の場合、主となる(*2)企業の条件を適用します。

※みなし大企業(*3)の場合、費用支援の対象外となります。

- ② 費用支援は、試作品開発および試作品検証・調査にかかる費用などが対象となります。ただし、試作品検証・調査に関しては、全体支援額の 1/2 が上限となります。

(例) 総額 100 万円の費用支援の場合、試作品検証・調査の費目に該当する費用は、上限を 50 万円として支援する。

(2) 試作開発にかかる費用の支援金額は審査結果に従い、主催者が決定します。審査の結果、申請額での採択にならない可能性があります。

(3) 支援金は、成果報告書の提出を受けて、受理のうえ支払いとなります。

*1) 仙台都市圏は、仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、富谷市、大和町、大郷町、大衡村の範囲を示す。

*2) 主となる企業とは、共同提案において、代表窓口となり提案・参画する企業を指します。その代表窓口の名称でお申し込みください。また、この場合、支援費用は代表窓口となる企業へまとめて支払われます。

*3) みなし大企業は、以下の条件に当てはまる企業を指します。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者等

仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 試作開発支援プログラム(二次募集) 応募規約

- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等
- ⑥ 応募申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

6. 審査基準と採択までの流れ

以下に従い、採択者を決定します。

(1) 審査基準

- ・ 解決を目指す課題の重要性、防災・減災への関連性
- ・ 試作開発計画の具体性、実現可能性（検証を伴う場合は、ユーザーや実施場所の調整状況・確度を含む）
- ・ 社会実装/事業化に向けたプランの具体性
- ・ 費用内訳の妥当性

(2) 審査方法

- ・ 応募内容をもとに書類審査を行います。
- ・ 必要に応じて、オンラインにてヒアリングを実施する場合があります。
日時調整等、詳細は事務局よりメールで連絡します。

(3) 審査結果の通知

- ・ 審査結果はすべて、メールでご連絡します。
- ・ 採択者の社名や提案概要をウェブサイト等で公表する場合があります。
- ・ 審査の内容および結果についての問合せには回答いたしかねます。

7. 採択後の実施内容

(1) 試作開発の準備・実施

- ・ 提出した企画提案書にもとづき、主体的に試作開発を実施してください。
- ・ 進捗状況については、適宜、事務局に報告してください。
- ・ 試作開発は、2025年1月末までに実施してください。
- ・ 試作開発実施後、成果報告書を作成し、事務局へ提出してください。

(2) 成果報告

- ・ 成果報告書をもとに、関係者へ報告してください。
- ・ 成果報告書は、関係者への報告後にプラットフォームウェブサイト公開の予定です。
一般公開の際には、公開して支障のない範囲に加工していただいて問題ありません。

※事務局との打ち合わせや成果報告は原則オンラインで開催予定です。

8. 情報の取り扱いと権利帰属

(1) 応募書類の取り扱い

- ① 主催者、本プログラムを共催、協力する者、(以下「主催者等」といいます)は、第2項で定める目的のために、応募書類を閲覧することができます。

仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 試作開発支援プログラム(二次募集) 応募規約

- ② 提出された応募書類並びに参考資料は返却しません。
- ③ 応募書類に係る特許等の知的財産権取得や秘密情報（自己の非公開を望む情報、著作物、発明、並びに、第三者から秘密保持義務を負っている情報）の取り扱いは、あらかじめ応募者（採択者を含む。以下「応募者」という）の責任で必要な措置をとることとします。知的財産権などに関して問題が生じた場合は応募者の責任となります。ただし、応募者が秘密情報を本プログラムに対し提供することを希望する場合には、事前に主催者に申出、通知し、NDA(秘密保持契約)の締結等の対応について協議するものとします。

(2) アイデアの権利帰属

- ① 応募者が提供したアイデア（コンセプトおよびノウハウ等を含む）は、そのアイデアを提供した応募者から、第 8 項(1)–③に定める申出および応募者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産（パブリックドメイン）として、他の応募者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。ただし、製品・サービスの開発にまで進展する可能性がある場合、関係者間の協議によって、それぞれの権利を明確に規定してください。

(3) 成果物の権利帰属

- ① 応募者が本プログラムにおいて作成した文書、試作品その他一切の成果物（成果報告書を除く）の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利その他の権利を含む。以下、合わせて「著作権」という）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含む。以下、合わせて「知的財産権」という）その他一切の権利は、作成した採択者自身に帰属します。

9. 個人情報の取り扱い

- (1) 本プログラムの募集・審査にあたって主催者が知り得た応募者の個人情報について、主催者は、個人情報保護法にしたがって取扱い、応募者の同意なく、本プログラムに関連して応募者に連絡をとること以外の目的での利用または他の第三者への提供はしません。

10. 禁止事項

- (1) 応募者は、本プログラムにおける制作活動に関し、法令および公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。
- (2) 応募内容において、アイデアの盗用など、不正が発覚した場合は審査・採択を取り消します。
- (3) 応募内容等への虚偽の記載を禁止します。審査結果発表後においても、応募内容等への虚偽の記載や「応募資格」の要件に該当しない等の事実が判明した場合には、本プログラムへの参加資格を失うものとします。
- (4) 主催者から提供された情報及び資料は第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- (5) 主催者は、応募者が暴力団やその関係者、その他反社会的勢力に所属している、または関与していると判断した場合、本プログラムへの応募をお断りします。また、その他主催者の指定する応募条件に合致しない場合や、主催者の業務上支障をきたすと判断する場合は、参加をお断りする場合があります。

仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 試作開発支援プログラム(二次募集)
応募規約

11. 免責事項

本プログラム参加に要する通信費・調査費及びその他費用については、応募者各自でご負担ください。

2024年7月30日制定
仙台市